

第 3 8 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年10月5日(木) 機構本社 602～603会議室	
委員	篠原焯夫(弁護士)、清水義彦(大学教授)欠席、毛利栄征(大学教授)、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成29年度第1四半期の1者応札の状況について 2. 平成29年度第1四半期における1者応札・1者応募に関する点検について 3. 平成29年度第1四半期における随意契約に関する点検について 4. 新規随意契約案件について 	
	委 員	機構事務局
<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成29年度第1四半期の1者応札の状況について 2. 平成29年度第1四半期における1者応札・1者応募に関する点検について 	<ul style="list-style-type: none"> ・1者応札対策としてとった対応で、入札手続期間10日間の確保とあるが、この10日間の確保というのは、一般的に長いのか。 ・2番の荒川ダムの案件、落札率100%になっているが、理由如何。 ・集約発注を行っているということであるが、具体的にはどのぐらいの規模のものを1,000万とか2,000万とかという発注規模にしているのか。 ・発注側としての見方と受注側がどういうふうに分取れるのかという両面から分析をしていただきたいと思う。どのぐらいの規模であれば、どのぐらい受け取れるのかというマーケットの大きさもあろうかと思うが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に仕様書を交付するときから、競争参加資格の確認申請書提出期限までを指しており、土日を除いた日数を確保することとしている。実際の公告から開札迄は50日前後で、案件によって長かったり短かったりはしている。 ・当初は一般競争で実施したが落札せず不落随契に移行して、最終的に予定価格と同額で決定した。 ・現場では1,000万以下の小さい規模の案件が多くあり、実際1件発注するのに、500万でも2,000万でも事務手続については同じであるので、事務の合理化の観点から昨年からは取り組んでいる。極力1,000万以下のものをなくしていこうという取り組みと、なるべく規模を大きくして、2,000万以上の規模にして業者からみて魅力ある仕事となるのではという事も含めて取り組みを進めているところ。ただ管理所では、土木だけではなく、電気や機械とか異業種にわたるものを1つにしたときに、逆に手を挙げる者が少なくなる可能性もある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 番の両筑二期の案件で、参加資格要件で同種業務の経験がないという業者のほうの説明だったかと思うが、非常に特異な技術を要求しているということなのか。 ・ 27 番の案件等で、中山間の僻地で敬遠される傾向にあるということだが、これは受注する社にとっては重要な要件だと思うが、特別の措置、中山間地だから何かインセンティブとかはないのか。 ・ ナンバー 20 の旧吉野川河口堰の案件で、参加要件の一番下に業務開始時点で雇用関係があるものと、ここの意味がよくわからない。 ・ ナンバー 45 の参加条件のところの技術者の欄で、同種業務または工事の実績、学歴による実務経験、公的資格等のいずれかを有する者、とはどれか1つ該当すればいいのか、それとも全部そろっていないといけないのか。 ・ その条件というのは見直す余地はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水利用計画とか水収支計算というのは、それほど頻繁に出るような業務内容でなく、経験されている業者が少なかったもの。 ・ 特段そういう措置はとっていない。27 番の案件は、契約金額が余り大きくなく、業者からみれば魅力がない。今後の対応として、複数年契約の検討とかを進める必要があるかと思う。 ・ 土木工事でも同じく受注業者と直接雇用関係にある者を技術者とすることを厳格に定めている。実際その社の社会保険の写しを提出してもらい確認している。 ・ いずれかという事で1つ持っていれば良いということで設定している。 ・ 通常の工事ですと、企業に求めている実績を技術者に求める場合がほとんど。それよりはかなり緩和しているのでこれ以上の緩和は難しい。
<p>3. 平成29年度第1四半期における随意契約に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 番の案件で、定期点検というのはどういうインターバルで実施しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直営点検を1月にやっている。11月には業者が点検をやっている。

	<p>・そういう定期点検なり、臨時に現場の技術者の方が見ていっている中ではわからないような事象が突発的に起こったという事か。改善の方法はあるのか。</p> <p>・4番の案件で、定期的に5月にごみの回収なり陸揚げをされているが、年に1回定期的に行っているのか。また単年度の1回の契約か、継続的な契約なのか。</p>	<p>・点検は常時行っているが、やはりほかの施設でも突発的に起こるものはどうしても回避できない。こういったことが起きると、会議等で皆に周知し、きちんと確認して注視しながら点検をやってくれとか、トレンドのデータを見て異常がないかとかを周知しているところ。</p> <p>・28年度は単年度契約であったが、今回の事例で見られるように、4月、かなり早い段階で出水がここのところ続いたということもあり、29年度の契約から2年の債務契約を結ぶべく作業、手続を進めていたところ。</p>
4. 新規随意契約案件について	<p>・この業務は、どのくらいの期間を想定しているのか。</p> <p>・次年度以降、委託するのは年間1度の契約になるのか。年間計画を決めて毎年一つの契約の中で複数の区間を契約するような形になるのか。</p>	<p>・想定としては、5年から6年程度をかけてやっていきたいと考えている。</p> <p>・まず、整備計画等を基本協定の中で定めたいで協定締結し、その後毎年契約するような形を考えている。</p>

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明 (内線 2251)

技術管理室担当課長 足達 謙二 (内線 4631)